

2020年度

東広島市 スマートハウス化 支援補助金申請の手引き

申請前によくお読みください。

募集期間:2020年4月6日(月)～2021年2月26日(金)

《申請・お問合せ先》

担当課:東広島市 生活環境部 環境対策課 環境先進都市推進室

住 所:〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号(市役所本館1階)

電 話:082-420-0928

F A X:082-421-5601

e-mail: hgh200928@city.higashiroshima.lg.jp

ホームページ: <https://www.city.higashiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsukankyo/2/3/smarthouse/23509.html>

目 次

1	目的	1
2	募集期間	1
3	補助対象等	1
	(1) 補助対象者	1
	(2) 補助対象設備	1
	(3) 補助対象経費	2
	(4) 補助上限額及び補助率	2
	(5) 補助事業完了後の注意事項	2
4	各区分の詳細	3
	(1) 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	3
	(2) 住宅用太陽光発電システム	4
	(3) 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	4
	(4) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	5
	(5) 電気自動車充電設備（V2H）	5
5	申請から補助金交付までの流れ	6
6	必要書類	8
7	申請方法	11
8	注意事項	11

提出書類の記載例

1 目的

省エネルギー及び新エネルギーの活用を推進することにより、地球環境の保全に寄与するとともに、市民の皆様の環境保全に関する意識の高揚を図るため、住宅のスマートハウス化を支援するものです。

2 募集期間

2020年4月6日（月）～2021年2月26日（金）

・交付申請額が予算に達した場合は、受付を終了します。予算に達した日に受けた申請は却下し、その前日までに受けた申請は受け付けます。

・工事着工の14日前までに申請をしてください。（事前着工は認められません。交付決定後に工事を行ってください。）

3 補助対象等

(1) 補助対象者

次の要件をすべて満たす個人とします。

- ◆ 市内に住所を有する、または補助事業の完了時に市内に住所を有すること。
- ◆ 市内の自ら住む住宅（事業所との併用住宅を含む）に、新たに補助対象設備を設置する、または補助対象設備を備えた住宅を購入すること。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ◆ 過去に「東広島市太陽光発電システム設置補助金」、または本補助金の交付を受けた設備と同一区分の設備を補助対象として申請する場合

(2) 補助対象設備

補助の対象となる設備は、次のとおりです。

※詳細については、3ページの「4 各区分の詳細」をご覧ください。

- ① 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）
- ② 住宅用太陽光発電システム
- ③ 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）
- ④ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- ⑤ 電気自動車充電設備（V2H）

ただし、次の要件をすべて満たすものとします。

- ◆ ②住宅用太陽光発電システム、③蓄電池、④エネファーム及び⑤V2Hについては、HEMSとの併設（既設を含む。）であること。
- ◆ 未使用品であり、専ら事業目的に使用しないこと。
- ◆ 過去に「東広島市太陽光発電システム設置補助金」、または本補助金の交付を受けた住宅に、同一区分の設備を設置するものではないこと。

※過去に「東広島市太陽光発電システム設置補助金」、または本補助金の交付を受けられた方は、補助金の対象にならないことがあります。事前にご相談ください。

(3) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助事業の実施に係る設備の購入費、設置工事費、その他事業の実施に要する経費のうち市長が必要と認める経費とします。

※詳細については、3ページの「4 各区分の詳細」をご覧ください。

(4) 補助上限額及び補助率

各区分の補助上限額及び補助率は、次のとおりです。

補助対象設備	補助額（補助率）
住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	上限額 5万円 （補助対象経費の2分の1）
住宅用太陽光発電システム	上限額 2万5千円 （補助対象経費の20分の1）
定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	上限額 10万円 （補助対象経費の10分の1）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限額 10万円 （補助対象経費の10分の1）
電気自動車充給電設備（V2H）	上限額 10万円 （補助対象経費の10分の1）

※補助額の千円未満については切り捨てとします。

(5) 補助事業完了後の注意事項

設置した補助対象設備については、次に掲げる耐用年数を経過する日までの間、適切に管理してください。

また、市の承認を受けることなく、補助金の交付目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供さないでください。

補助対象設備	耐用年数
住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	5年
住宅用太陽光発電システム	17年
定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	6年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
電気自動車充給電設備（V2H）	5年

4 各区分の詳細

(1) 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）

① 補助対象となる設備

次の全ての要件を満たすものを補助の対象とします。

- 1 分電盤で、住宅の空調、照明等に係る使用した電力量（以下「電力使用量」という。）を計測できる計測ユニットを有していること。
- 2 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定めるECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載していること。
- 3 電力使用量が可視化できる表示装置を有していること。

※経済産業省の「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS機器導入支援事業費）」（平成25年度補正予算分）の対象となる設備は、交付の対象となります。

② 補助対象経費

・設備購入費

本体機器購入費（データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置等）

・設置工事費

設置工事費（電気工事、安全対策等の費用を含む。）

設置に伴う費用（配線・配線器具の購入費等）

③ 補助上限額及び補助率

・補助上限額 50,000円

・補助率 補助対象経費の2分の1

(2) 住宅用太陽光発電システム

① 補助対象となる設備

次の全ての要件を満たすものを補助の対象とします。

- 1 システムにより発電した電力の全部又は一部を自ら居住する住宅で使用すること。
※全量売電契約をする場合は対象となりません。
- 2 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定を受けられるもの。

※パワーコンディショナーを含めた増設は補助対象となりますが、太陽電池パネルのみの増設は補助対象外です。

② 補助対象経費

・設備購入費

本体機器購入費（太陽光モジュール、架台、パワーコンディショナー、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）

・設置工事費

設置工事費（電気工事、安全対策等の費用を含む。）
設置に伴う費用（配線・配線器具の購入費等）

③ 補助上限額及び補助率

- ・補助上限額 25,000円
- ・補助率 補助対象経費の20分の1

(3) 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）

① 補助対象となる設備

経済産業省の「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進支援事業費補助金」の対象となる設備

② 補助対象経費

・設備購入費

本体機器購入費（蓄電池本体、電力変換装置等）

・設置工事費

設置工事費（電気工事、安全対策等の費用を含む。）
設置に伴う費用（配線・配線器具の購入費等）

③ 補助上限額及び補助率

- ・補助上限額 100,000円
- ・補助率 補助対象経費の10分の1

(4) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

① 補助対象となる設備

経済産業省の「民生用燃料電池導入支援補助金」の対象となる設備

② 補助対象経費

・ 設備購入費

本体機器購入費（燃料電池ユニット本体、貯湯ユニット本体等）

・ 設置工事費

設置工事費（電気工事、安全対策等の費用を含む。）

設置に伴う費用（配線・配線器具の購入費等）

③ 補助上限額及び補助率

・ 補助上限額 100,000円

・ 補助率 補助対象経費の10分の1

(5) 電気自動車充給電設備（V2H）

① 補助対象となる設備

次の全ての要件を満たすものを補助の対象とします。

- 1 電気自動車等の充電及び電気自動車等からの分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能であること。
- 2 経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金」の交付の対象となる設備であること。
(一般社団法人次世代自動車振興センターの「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の補助対象充電設備型式一覧表に掲載されているV2Hは、交付の対象となります。)

② 補助対象経費

・ 設備購入費

本体機器購入費（充電設備本体、その他周辺機器等）

・ 設置工事費

設置工事費（電気工事、安全対策等の費用を含む。）

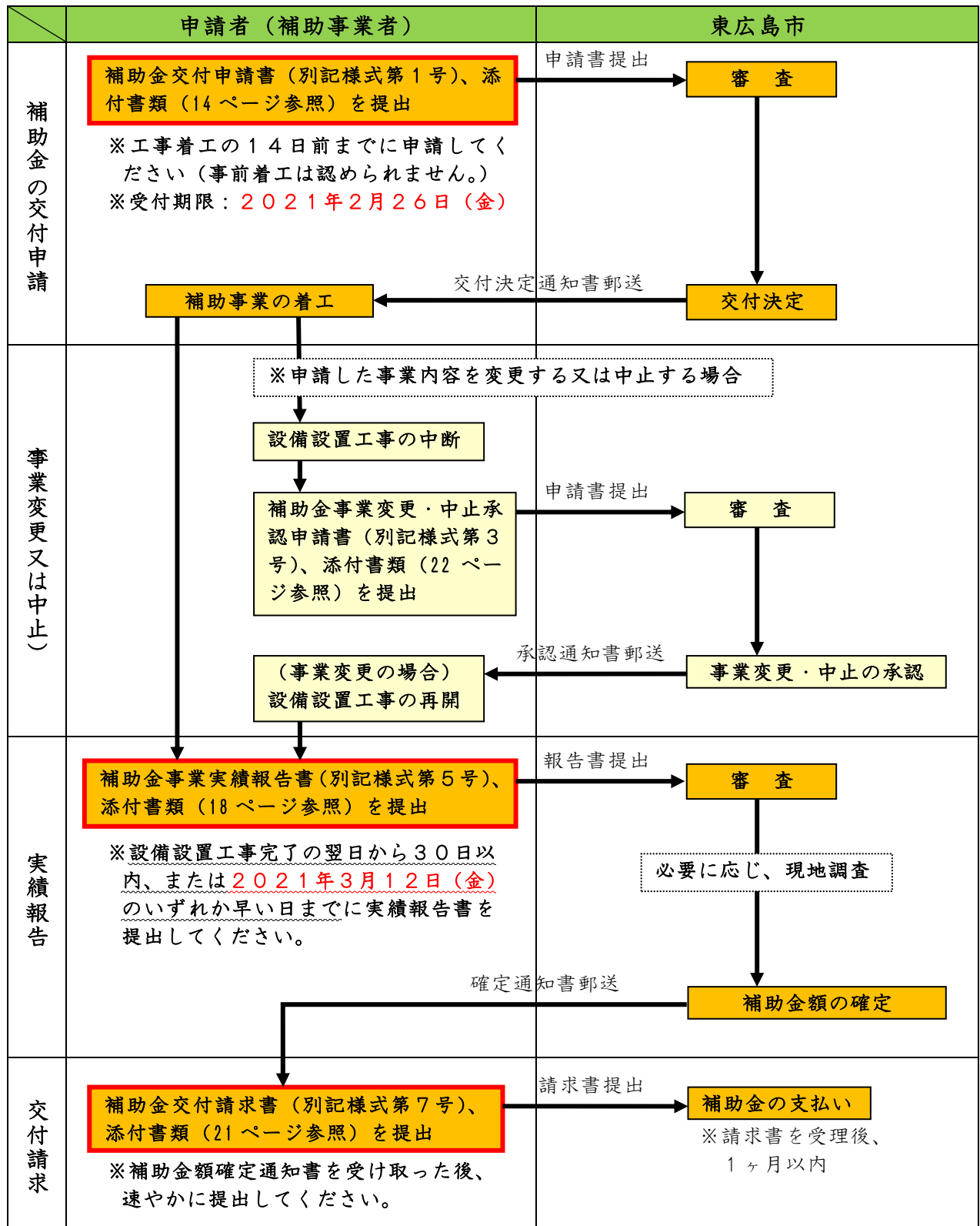
設置に伴う費用（配線・配線器具の購入費等）

③ 補助上限額及び補助率

・ 補助上限額 100,000円

・ 補助率 補助対象経費の10分の1

5 申請から補助金交付までの流れ



①補助金申請の手引き、補助金交付申請書類は市ホームページからダウンロードするか、環境対策課窓口でお受け取りください。

（ホームページ:

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsukankyo/2/3/smarthouse/23509.html>）

②記載内容に誤りがある場合、申請者の訂正印が必要です。

ただし、交付請求書の請求金額は訂正することができません。

提出書類記載例をよくご確認のうえ、記載してください。

(1) 補助金交付の申請

補助金交付申請書（別記様式第1号）、事業計画書及び必要な添付書類等を、環境対策課まで持参または郵送にて提出してください。

※補助対象設備の設置工事着工の14日前までに申請してください。

※事業完了日は、事業実施に係る支払の領収日、竣工検査日、または電力受給開始日とします。提出期限までに書類が全て揃うよう、工事日程を設定してください。

※設備を設置する建物の所有者と補助金交付申請者が異なる場合は、所有者の同意を得てください。

(2) 補助金交付の決定

交付申請の受付順に書類審査を行い、必要に応じて現地確認等を経て補助金交付を決定し、申請者に交付決定通知書（別記様式第2号）を郵送します。

※現地確認については、外観確認の場合、事前連絡はいたしません。

※交付決定日前の工事着工（当該補助設備の設置に係る部分のみ。）は認めません。

※補助金の交付決定後に設備や経費の変更等、申請内容が変更になる場合は、必ず事前にご相談ください。変更後の申請は、原則認めません。

(3) 実績報告

事業完了の翌日から30日以内、または**2021年3月12日（金）**のいずれか早い日までに補助金事業実績報告書（別記様式第5号）を提出してください。

※期日までに提出が困難な場合については、必ず、事前にご相談ください。

(4) 補助金額の確定

提出いただいた実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地確認等を経て、補助金額を確定し、申請者に補助金額確定通知書（別記様式第6号）を送付します。

※現地確認については、外観のみの確認の場合は事前にご連絡はいたしません。

(5) 補助金の交付請求

補助金額確定通知書の内容に基づき、補助金交付請求書（別記様式第7号）を提出してください。

(6) 補助金の支払い

提出された補助金交付請求書の内容に基づき、申請者口座に補助金を支払います。

※請求書受理後、約3週間～1ヶ月程度

申請に関して虚偽の記載、偽造等法律に違反する行為があったときは、補助金の交付を取り消します。

6 必要書類

(1) 交付申請

◆ 必須書類

- ・補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ・事業計画書
- ・収支計画書
- ・工事契約書または請書等の写し
- ・工事費内訳の分かる書類
- ・設置場所が分かる住宅地図等の写し
- ・設備の取付工事前であることが分かる写真
- ・市町村民税の滞納のない証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。）

◆ 区分別の必要書類

① 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）

- ＜新設の場合＞ ※補助対象設備として補助金の交付を申請する場合
- ・HEMS本体の型番、仕様等が分かる書類（カタログの写し等）
 - ・計測ユニットの型番、仕様等が分かる書類（カタログの写し等）
- ＜既設の場合＞
- ・HEMSの要件を満たすことが分かる書類
（経済産業省の「住宅・ビル等の革新的省エネ技術導入事業費補助金」対象機器一覧の当該箇所の写し等）
 - ・設置状態が分かる写真

② 住宅用太陽光発電システム

- ・設備の型番、仕様等が分かる書類（カタログの写し等）
- ・太陽光モジュールの配置図（配置、総枚数がわかること。）

③ 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）

- ・設備の型番、仕様等が分かる書類（カタログの写し等）
- ・補助要件を満たすことが分かる書類
（経済産業省の「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進支援事業費補助金」対象機器一覧の当該箇所の写し等）

④ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

- ・設備の型番、仕様等が分かる書類（カタログの写し等）
- ・補助要件を満たすことが分かる書類
（経済産業省の「民生用燃料電池導入支援補助金」対象機器一覧の当該箇所の写し等）

⑤ 電気自動車充給電設備（V2H）

- ・設備の型番、仕様等が分かる書類（カタログの写し等）
- ・補助要件を満たすことが分かる書類
※経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金」の対象となる設備が分かる書類
（一般社団法人次世代自動車振興センターの「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の補助対象充電設備一覧表の当該箇所の写し等）

(2) 事業の変更・中止

◆必須書類

<変更の場合>

- ・補助金事業変更・中止承認申請書（別記様式第3号）
- ・事業計画書（変更後の内容を記載したもの。）
- ・収支計画書（変更後の内容を記載したもの。）
- ・変更内容が分かる書類
（例）補助対象経費の変更⇒・変更後の工事契約書または請書等の写し
・変更後の工事費の内訳が分かる書類
補助対象設備の変更⇒・設備の型番、仕様等が分かる書類
・補助要件を満たすことが分かる書類

<中止の場合>

- ・補助金事業変更・中止承認申請書（別記様式第3号）

(3) 実績報告

◆必須書類

- ・補助金事業実績報告書（別記様式第5号）
- ・事業完了報告書
- ・収支決算書
- ・補助事業に係る支払いの領収書の写し
※領収書には、対象機器の収支決算書に記載する内訳が分かるように、記載してください。
※領収書の日付は、交付決定通知前のものは認めません。
- ・住民票（原本）
（3ヶ月以内に発行されたもの。）
※必ず設置場所と同一であること。
※市内の自ら居住するための住宅へ補助対象設備を設置することが、本補助金の補助要件の1つとなっていますので、設置場所と住民票が異なる場合は、原則、補助金の交付ができません。詳細は、事前にご相談ください。

◆ 区分別の必要書類

① 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）

＜新設の場合＞ ※補助対象設備として補助金の交付決定を受けた場合

- ・ HEMS本体の型番が分かる写真
- ・ 計測ユニットの型番が分かる写真

※文字が鮮明に読み取れるもの

＜既設の場合＞

※不要

② 住宅用太陽光発電システム

＜出力10kW未満の場合＞

- ・ 設備設置後の状態が分かる写真

＜出力10kW以上の場合＞

- ・ 設備設置後の状態が分かる写真
- ・ 電力会社への電力需給契約申込書の写し

- ・ 電力需給契約書の写し
（電力需給契約のご案内等）

③ 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）

- ・ 設備設置後の状態が分かる写真
- ・ 設備の型番が分かる写真

※文字が鮮明に読み取れるもの

※蓄電システム（パワーコンディショナー等を含むパッケージ）として申請された場合、申請されたパッケージ型番が分かる写真を撮ってください。
機器にパッケージ型番の記載がない場合は、パッケージを構成する機器すべての型番が分かる写真を撮ってください。

④ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

- ・ 設備設置後の状態が分かる写真
- ・ 設備の型番が分かる写真

※文字が鮮明に読み取れるもの

⑤ 電気自動車充給電設備（V2H）

- ・ 設備設置後の状態が分かる写真
- ・ 設備の型番が分かる写真

※文字が鮮明に読み取れるもの

(4) 交付請求

◆全区分共通

- ・補助金交付請求書（別記様式第7号）
- ※交付請求書の請求金額は、訂正印での修正はできません。
- ※実績報告と同時の提出は受理しません。必ず、実績報告後、市から補助金交付金額の確定を受けた後に、提出してください。

7 申請方法

交付申請 変更申請 実績報告 交付請求	持参または郵送してください。 (郵送の場合は必要書類が全て揃った時点で申請を受理します。) 受付窓口⇒東広島市 生活環境部 環境対策課 環境先進都市推進室 (市役所本館1階)
------------------------------	---

※申請から20日経過しても交付決定通知が届かない場合は、お問い合わせください。

8 注意事項

(1) 申請書類等への記載漏れに注意してください。

申請書類等に記入漏れ又は記入間違いがある場合については、追記・修正又は再提出をお願いすることになりますので、提出にあたっては、記入漏れ等がないか確認を徹底してください。

必要事項が空白のまま提出された場合には、受理せず返却させていただく等の対応をいたします。なお、郵送等での返却はいたしませんので、必ず、環境対策課窓口にお越しいただくようお願いいたします。

<記入漏れ・記入間違いの多い箇所>

◆補助金交付申請書（別記様式第1号）

- ・提出年月日の記入漏れ
- ・申請者氏名のフリガナの記入漏れ
- ・申請者電話番号の記入漏れ

◆事業計画書

- ・「1 補助対象設備の区分」表中のチェック
- ・「2 設置場所」の新築・既築・建売のチェック

※金額については、全て税別で記入してください。

◆補助金事業実績報告書（別記様式第5号）

- ・提出年月日の記入漏れ
 - ・補助事業者氏名のフリガナの記入漏れ
 - ・文中「令和○年○月○日付け指令東広○第○○○○号で交付決定を・・・」の部分、日付誤り又は記入漏れ
- ※必ず、補助金交付決定通知書の右上に記載の通知日及び番号を確認の上、記入してください。空白での提出は受理しません。

◆事業完了報告書

- ・「1 補助対象設備の区分」表中のチェック
 - ・「2 設置場所」への住所記載漏れ
- ※金額については、全て税別で記入してください。

◆補助金交付請求書

- ・提出年月日の記入漏れ
 - ・請求者氏名のフリガナの記入漏れ
 - ・請求者印の印影が薄く判別不可能、又は印影が欠けている
 - ・文中「平成○年○月○日付け指令東広○第○○○○号で補助金額の確定を受けた・・・」の部分、日付誤り又は記入漏れ
- ※必ず、補助金確定通知書の右上に記載の通知日及び番号を確認の上、記入してください。空白での提出は受理しません。

◆補助金事業変更・中止承認申請書（別記様式第3号）

- ・提出年月日の記入漏れ
- ・申請者氏名のフリガナの記入漏れ
- ・文中「平成○年○月○日付け指令東広○第○○○○号で交付決定を・・・」の部分、日付誤り又は記入漏れ

◆委任状

- ・（代理人）連絡先電話番号の記入漏れ
- ・委任年月日の記入漏れ
- ・（委任者）郵便番号の記入漏れ
- ・（委任者）ふりがなの記入漏れ

(2) 添付書類の不備に注意してください。

申請書に係る添付書類漏れがないよう徹底をお願いします。

提出が必要か否か、又は提出に際して不明な点等がある場合には、環境対策課へ事前にご相談ください。

全ての必要書類が整ってからの受理となりますので、ご注意ください。

＜添付書類の不備で多い事例＞

◆補助金交付申請時

- ・ 工事契約書または請書等の写しの添付漏れ
- ・ 設置場所が分かる住宅地図等の写しの添付漏れ
- ・ 補助対象設備が補助要件を満たすことが分かる書類の添付漏れ

◆補助金実績報告時

- ・ 補助事業に係る支払いの領収書の写しの添付漏れ

※原則、領収書の提出が必要です。不明な場合等については、事前に環境対策課にご相談ください。

- ・ 住民票（原本）の添付漏れ（コピー不可）

(3) 申請から補助金交付までの流れを遵守してください。

補助金の交付申請から実績報告、補助金の支払いまでの一連の手続きについては、本手引きの6ページの「5 申請から補助金交付までの流れ」に記載しています。

流れを遵守していただくようお願いします。

＜平成30年度に多く見受けられた事例＞

- ・ 補助金実績報告時に、補助金交付請求書を同時に提出

※補助金交付請求書については、補助金事業実績報告書（別記様式第5号）を提出いただき、それを基に市が審査の上、補助金の額を確定した後に提出いただく書類です。

(4) 使用する印鑑に注意してください。

各種申請書に押印する印鑑は統一してください。

以上、注意事項について徹底いただくとともに、ご不明な点等については、必ず環境対策課へ事前にご相談ください。

提出書類記載例

- ・手引きをよくご覧になったうえでご記入ください。
- ・この記載例についてご不明な点がございましたら、環境対策課までお問い合わせください。

交付申請書記載例	15
事業計画書	16
収支計画書	17
実績報告書記載例	18
事業完了報告書	19
収支決算書	20
補助金交付請求書記載例	21
補助金事業変更・中止承認申請書	22
[収納課又は支所出張所提出用]	
・滞納のない証明書交付請求書記載例	23

別記様式第1号（第6条関係）

東広島市スマートハウス化支援補助金交付申請書

令和〇年 〇月 〇日

東広島市長 様

申請者 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
ひがしひろしま たろう
氏 名 東広島 太郎 (東広島) ※朱肉印
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

東広島市スマートハウス化支援補助金の交付を受けたいので、東広島市スマートハウス化支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 金 〇〇〇,〇〇〇円

・交付申請額は、申請する設備の補助額の合計額を記入してください。
・手引き3～5ページの「補助対象経費」、「補助金額」をよく確認して記入してください。

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 別に定める補助対象設備ごとの確認書類、設備を設置する場所の分かる地図等
- (3) 設備の設置工事着手前の現況写真
- (4) 市町村民税の滞納がないことを証する書類
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業計画書

申請者 住所 **東広島市〇〇町〇〇番〇〇号**
氏名 **東広島 太郎**

※補助金の交付申請をする設備の
□に✓を記入してください。

※税抜き価格で
記入してください。

1 補助対象設備の区分（※該当箇所にチェック）

申請	区分	メーカー名	補助対象経費（円）	交付申請額（円）
		機器型番		
■	HEMS	〇〇〇〇	150,000 円	50,000 円
		AA-AAAA		
■	太陽光発電システム	〇〇〇〇	1,850,000 円	25,000 円
		T-PA-420		
□	蓄電池			
□	エネファーム			
■	V2H	〇〇〇〇	650,000 円	65,000 円
		VZ-0120		
合 計			2,650,000 円	140,000 円

※各補助対象設備の補助対象経費及び交付申請額は、別紙「収支計画書」と一致すること。

2 設置場所 東広島市 〇〇町〇〇番〇〇号

（ ■ 新築 □ 既築 □ 建売 ） ※該当箇所にチェック

3 着工予定日 **令和〇** 年 〇 月 〇 日 / 完了予定日 **令和〇** 年 〇 月 〇 日

4 HEMS 併設要件の確認

※HEMSが既設の場合、またはHEMSを新規に設置する場合で補助対象設備として交付申請しない場合に記入してください。

	メーカー名	機器型番
HEMS 本体		
計測ユニット		

収 支 計 画 書

※税抜き価格で
記入してください。

申請者 住 所 **東広島市〇〇町〇〇番〇〇号**
氏 名 **東広島 太郎**

項 目	補助対象経費 (円)					摘 要
	HEMS	太陽光	蓄電池	エネファーム	V2H	
HEMS 機器購入費 (AA-AAAA)	120,000					
太陽光モジュール購入費 (T-PA-420)		700,000				
太陽光パワコン購入費		700,000				
V2H 本体購入費 (VZ-0120)					450,000	
設置工事費	30,000	400,000			200,000	工事費合計 630,000 円
運搬費		50,000				
補助対象経費	150,000	1,850,000			650,000	
交付申請額 ※1	50,000	25,000			65,000	

※機器購入費、工事費、運搬費
以外は補助対象経費に含みま
せん。
(太陽光発電申請費用など)

東広島市スマートハウス化支援補助金事業実績報告書

東広島市長 様

令和〇年〇月〇日

※補助金交付決定通知書の右上に記載の
通知日及び番号を記入(通知書の右上のもの)
(令和〇年〇月〇日)

補助事業者 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
ひがしひろしま たろう
氏 りがな 東広島 太郎 (東広島) ※朱肉印

令和〇年 〇月 〇日付け指令東広環第〇〇〇〇号で交付決定を受けた東広島市スマートハウス化支援補助金について、補助事業を完了したので、東広島市スマートハウス化支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定額 金 〇〇〇,〇〇〇円

添付書類

- (1) 事業完了報告書
- (2) 住民票の写し
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) 別に定める補助対象設備ごとの確認書類及び設備の設置状態を写す写真
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

・市から郵送された補助金交付決定通知書に記載の交付金額(補助金事業変更申請をした場合は、変更承認通知書に記載の変更後の交付金額)を記入してください。
・手引き3～5ページの「補助対象経費」、「補助金額」をよく確認して記入してください。

事業完了報告書

※税抜き価格で
記入してください。

申請者 住所
氏名

東広島市〇〇町〇〇番〇〇号
東広島 太郎

1 補助対象設備の区分（※該当箇所にチェック）

申請	区 分	メーカー名	補助対象経費（円）
		機器型番	
<input checked="" type="checkbox"/>	HEMS	〇〇〇〇 AA-AAAA	150,000 円
<input checked="" type="checkbox"/>	太陽光発電システム	〇〇〇〇 T-PA-420	1,850,000 円
<input type="checkbox"/>	蓄電池		
<input type="checkbox"/>	エネファーム		
<input checked="" type="checkbox"/>	V2H	〇〇〇〇 VZ-0120	650,000 円
合 計			2,650,000 円

※各補助対象設備の補助対象経費は、別紙「収支決算書」と一致すること。

2 設備設置工事完了日

令和〇年 〇月 〇日

※事業計画書に記載した設置場所住所と表記が異なる場合に記入してください。

3 設置場所

東広島市 〇〇町〇〇番〇〇号

(地番表示 東広島市)

東広島市スマートハウス化支援補助金交付請求書

※提出日を記入

令和〇年 〇月 〇日

東広島市長 様

※補助金確定通知書の右上に記載の通知日
及び番号を記入(通知書の右上のもの)
(令和〇年〇月〇日)

請求者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
ふりがな ひがしひろしま たろう
氏名 東広島 太郎



※朱肉印

令和〇年 〇月 〇日付け指令東広環第〇〇〇〇号で補助金額の確定を受けた東広島市スマートハウス化支援補助金について、東広島市スマートハウス化支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 金 〇〇〇,〇〇〇円

2 振込先

金融機関名	〇〇〇〇	銀行・金庫	〇〇〇〇	支店・本店
店舗名		農協・組合		支所・出張所
預金種別	普通・当座	〇	〇	〇
口座番号		〇	〇	〇
フリガナ	ヒガシヒロシマ タロウ			
口座名義人	東広島 太郎			

ただし、口座名義人が請求者と異なっている場合は、当該口座名義人を代理人と定め、当該補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

※請求者と口座名義人が異なる場合に記入

委任者

住 所

氏 名 印

東広島市スマートハウス化支援補助金事業 **変更** 中止承認申請書

令和〇年〇月〇日

東広島市長 様

※補助金交付決定通知書の右上に記載の
通知日及び番号を記入(通知書の右上のもの)
(令和〇年〇月〇日)

申請者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
ひがしひろしま たろう
氏名 東広島 太郎



令和〇年〇月〇日付け指令東広 環 第〇〇〇〇号で交付決定を受けた東広島市スマート
ハウス化支援補助金事業について、次のとおり事業の **変更** (中止) をしたいので、東広島
市スマートハウス化支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

※変更または中止のいずれかを〇で囲む

変更・中止の理由及び変更の内容

変更 ・中止 の理由		
変更の内容	変更前	変更後
	<p>※変更の場合のみ記入</p> <p>変更前の内容（設備の型番、 補助対象経費等）を記入</p>	<p>変更後の内容（設備の型番、 補助対象経費等）を記入</p>

添付書類

- (1) 変更又は中止の内容が分かる書類
- (2) (1)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- ・収納課(本館5階)または支所・出張所の窓口へ提出し、滞納のない証明書(納税証明書)の交付を受けてください。(手数料が200円)がかかります。
- ・代理人が請求者となる場合、次のページの委任状が必要となります。

納税証明書交付請求書

(滞納のない証明書)

令和〇年〇月〇日

東広島市長様

・請求者が法人の場合、代表者印(丸印)を押印してください

請求者

住所(所在地)	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	
氏名(名称)	株式会社東広島工務店	
代表者の職・氏名	代表取締役 環境次郎	

納税者

住所	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	
氏名(名称)	東広島 太郎	※申請書(設置者本人)

使用目的

東広島市スマートハウス化支援補助金交付の申請書に添付するため

上記の目的に使用するため、下記事項について証明を請求します。

納税証明書交付日の30日前以前に納付すべき市税(地方税法第15条の4及び第601条から第603条の2までの規定により徴収猶予されたものを除く)について滞納はありません。

上記のとおり証明してよいでしょうか

課長	係長	担当者	件数	手数料
			件	円

※滞納のない証明書(納税証明書)の交付請求を手續代行者に委任するときに、納税証明書
交付請求書に添えて収納課(本館5階)または支所・出張所の窓口提出してください。

委 任 状

(代理人) 住所(所在地) 東広島市〇〇町〇〇番〇〇号

社名(名称) 株式会社 東広島工務店

代表者職氏名 ※会社の代表者の職氏名
代表取締役 環境 次郎 

担当者氏名 _____


私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

東広島市スマートハウス化支援補助金交付の申請書に添付するための納税証明書(滞納のない証明書)の請求及び受領に関する権限。

令和〇年 〇月 〇日

(委任者) 住所 東広島市〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 ※申請者(設置者本人)
東広島 太郎  ※朱肉印